



平成18年3月22日

株式会社ライブドア
代表取締役 山崎 徳之
(証券コード4753 東証マザーズ)
問い合わせ先
経営企画管理本部担当執行役員副社長 落合 紀貴
(TEL 03 - 5788 - 4753)

証券取引法違反容疑による起訴に関するお知らせ

本日、東京地方裁判所より平成18年3月14日に東京地方検察庁が起訴した起訴状が届きました。起訴状によれば、被告人は、当社ならびに堀江貴文(当社前々代表取締役)、熊谷史人(当社前代表取締役)、宮内亮治(当社前取締役)、岡本文人(当社前取締役)他1名であります。起訴状記載の公訴事実に関しては、以下のとおりです。

<公訴事実>

被告会社株式会社ライブドア(以下「ライブドア」という。)は、東京都新宿区歌舞伎町2丁目16番9号に本店を置き、ポータルサイトの運営、企業の買収・合併等を主な業務とし、その発行する株式を東京証券取引所マザーズ市場に上場していたもの、被告人堀江貴文は、ライブドアの代表取締役兼最高経営責任者であり、ライブドアと一体となって企業買収等を行うことを業務としている同社の完全子会社である株式会社ライブドアファイナンス(以下「ライブドアファイナンス」という)の取締役であったもの、被告人宮内亮治及び被告人岡本文人は、ライブドア及びライブドアファイナンスの取締役であったもの、被告人中村長也は、ライブドアファイナンスの取締役であったもの、被告人熊谷史人は、ライブドアの取締役であったものであるが、被告人5名は共謀の上、ライブドアの業務に関し、平成16年12月27日、さいたま市中央区新都心1番1所在の財務省関東財務局において、同財務局長に対し、ライブドアの平成15年10月1日から平成16年9月30日までの連結会計年度につき、同年度に経常損失が3億1278万4000円(1000円未満切捨て。以下同じ。)発生していたにもかかわらず、売上計上の認められないライブドア株売却益37億6699万6000円並びに株式会社ロイヤル信販及び株式会社キューズ・ネットに対する架空売上15億8000万円を、それぞれ売上高に含めるなどして経常利益を50億3421万1000円として記載した内容虚偽の連結損益計算書を掲載した有価証券報告書を提出し、もって重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出したものである。

<罪名及び罰条>

- ・ 証券取引法違反
- ・ 同法第197条第1項第1号、第24条第1項、第207条第1項第1号、刑法第60条

以上